

第2号様式(第10条関係)

令和 3年 4月 30日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 翁長 雄治



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 翁長雄治

1 収 入 政務活動費 1,350,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	13,780	座間味村浄水場建設予定地現地視察
研 修 費		
広聴広報費	99,000	FM那覇使用料
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費	86,823	新聞購読料
事 務 所 費	410,653	家賃及び電気代
事 務 費	256,221	事務所電話代及びコピー使用料金
人 件 費		
合 計	866,477	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 483,523 円

## 経費区分別支出一覧表

経費区分 調査研究費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
	座間味浄水場建設の現場視察			
7/11	船代	7,700	全額	7,700
7/12	宿泊費	6,080	全額	6,080
<b>A. 小計</b>				<b>13,780</b>
<b>B. (ガソリン代総額 - 費用弁償(交通費)総額) × 1/2</b>				
<b>C. 支払証明書計</b>				
<b>充当合計(A+B+C)</b>		/	/	<b>13,780</b>

領 収 証

翁長 雄治 殿

平成 2 年 7 月 11 日

¥ 6,080 -

但し旅客運賃として  
貨物伝票代として  
上記正に領収いたしました

座間味村会計管理者

産業振興課 電話 098-987-2614  
那覇出張所 電話 098-868-4567

領 収 証

翁長 夕ハル様

No. \_\_\_\_\_

金額

7,700

内 訳  
現金 \_\_\_\_\_  
小切手 /  
手形 /

但 宿 泊 代 金 と し て  
2020 年 7 月 12 日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%) \_\_\_\_\_  
消費税額等(%) \_\_\_\_\_

沖縄県島尻郡座間味村座間味108

レストラン あ さ き

TEL 098-896-4135

登録番号

## 視察調査報告書

経費区分	調査研究費			
年月日	令和2年7月11日(土)～令和2年7月12日(日)			
場所	座間味村内			
相手方	座間味村議会議員及び座間味村ダイビング協会会長など			
目的	座間味村浄水場建設における現地調査			
日程概要	月日(曜日)	時間	場所	内容
	7月11日(土)	13:00	座間味村浄水場	既設位置へ建設した際の課題について
		16:00	ダイビングショップジョイジョイ	村議会議員及びダイビング協会会長等との意見交換会
	7月12日(日)	10:00	座間味村阿真ビーチ	県案のビーチ隣接地へ建設した際の課題について
内容	座間味村浄水場の老朽化による建て替えによって、県から高台案(既設隣接地)とビーチ案が提案されている中で、高台に建設をして欲しいと言う住民からの陳情を受け、土木環境委員会の有志と共に現地調査及び議員等との意見交換会を行った。			
成果及び所見	現地調査や意見交換を行う中で、両案の課題等を把握する事ができた。その後、本会議場での一般質問を通して村民が懸念する事項を確認し、県議会に提出された陳情を全会一致に向けて取り組むことができた。また、最終的に知事判断で高台案が採用された。			
備考				

### 経費区分別支出一覧表

経費区分 広聴広報費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
3/31	FM那覇 翁長タケハルのうちなーありんくりん	198,000	1/2	99,000
	令和2年7月～令和3年3月分			
A. 小計				99,000
B. 支払証明書計				
広聴広報費 充当合計		/	/	99,000

領 取 証

佐々木 雄志 様

No.

\_\_\_\_\_

内 訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

コクヨ ㊄ケ-02

旧金7,000円(税別)を、平成27年11月25日、上記正に領収いたしました。

株式会社 エフエム那覇

沖縄県那覇市牧志2-18  
パレット牧志ビル1F

代表取締役 奈 良



県政報告とその他の話題、T-26が  
混合する為 1/2 充当とする。





お問い合わせ番号: 0132-00687352  
 領収書 No: 25172065  
 2020年 7月分 領収書  
**翁長 雄治 様**

御購読 合計 3,075円  
 ありがとうございます。 (内消費税 227円)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

5.6.7

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
 知縄タイムス 販売店 大道松川 (事業者番号丁)  
 TEL [redacted] 店主 富山 嘉恭

お問い合わせ番号: 0132-00687352  
 領収書 No: 25321553  
 2020年 8月分 領収書  
**翁長 雄治 様**

御購読 合計 3,075円  
 ありがとうございます。 (内消費税 227円)

沖縄タイムス本紙 ※		3,075
------------	--	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
 知縄タイムス 販売店 大道松川 (事業者番号丁)  
 TEL [redacted] 店主 富山 嘉恭

お問い合わせ番号: 0132-00687352  
 領収書 No: 25480418  
 2020年 9月分 領収書  
**翁長 雄治 様**

御購読 合計 3,075円  
 ありがとうございます。 (内消費税 227円)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
 知縄タイムス 販売店 大道松川 (事業者番号丁)  
 TEL [redacted] 店主 富山 嘉恭

お問い合わせ番号: 0132-00687352  
 領収書 No: 25639433  
 2020年 10月分 領収書  
**翁長 雄治 様**

御購読 合計 3,075円  
 ありがとうございます。 (内消費税 227円)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
 知縄タイムス 販売店 大道松川 (事業者番号丁)  
 TEL [redacted] 店主 富山 嘉恭

議会活動、議会質問に活用が為金額充当可了

お問い合わせ番号: 0132-00687352  
 領収書 No: 25840927  
**2020年 11月分 領収書**  
**翁長 雄治 様**

御購読  
 ありがとうございます。合計 **3,075円**  
 (内消費税 227円)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
 沖縄タイムス  
 販売店 大道松川  
 (事業者番号 T  
 TEL [REDACTED]  
 店主 富山 嘉恭

お問い合わせ番号: 0132-00687352  
 領収書 No: 26002684  
**2020年 12月分 領収書**  
**翁長 雄治 様**

御購読  
 ありがとうございます。合計 **3,075円**  
 (内消費税 227円)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
 沖縄タイムス  
 販売店 大道松川  
 (事業者番号 T  
 TEL [REDACTED]  
 店主 富山 嘉恭

お問い合わせ番号: 0132-00687352  
 領収書 No: 26167846  
**2021年 1月分 領収書**  
**翁長 雄治 様**

御購読  
 ありがとうございます。合計 **3,075円**  
 (内消費税 227円)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
 沖縄タイムス  
 販売店 大道松川  
 (事業者番号 T  
 TEL [REDACTED]  
 店主 富山 嘉恭

お問い合わせ番号: 0132-00687352  
 領収書 No: 26314729  
**2021年 2月分 領収書**  
**翁長 雄治 様**

御購読  
 ありがとうございます。合計 **3,075円**  
 (内消費税 227円)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

7,1200

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
 沖縄タイムス  
 販売店 大道松川  
 (事業者番号 T  
 TEL [REDACTED]  
 店主 富山 嘉恭

お問い合わせ番号: 0133-00708885  
 領収書 No: 28476666  
**2021年 3月分 領収書**  
**翁長 雄治 様**

御購読  
 ありがとうございます。合計 **3,075円**  
 (内消費税 227円)

沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075
------------	---	-------

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円  
 ※上記の金額を、領収致しました。  
 沖縄タイムス  
 販売店 繁多川  
 (事業者番号 T  
 TEL [REDACTED]  
 店主 棚原 実

02-08-05 WTU

3,075 シンホウ07かツツイン

02-09-07 WTU

3,075 シンホウ08かツツイン

02-10-05 WTU

3,075 シンホウ09かツツイン

02-11-05 WTU

3,075 シンホウ10かツツイン

02-12-07 WTU

3,075 シンホウ11かツツイン

03-01-05 WTU

3,075 シンホウ12かツツイン

03-02-05 WTU

3,075 シンホウ001かツツイン

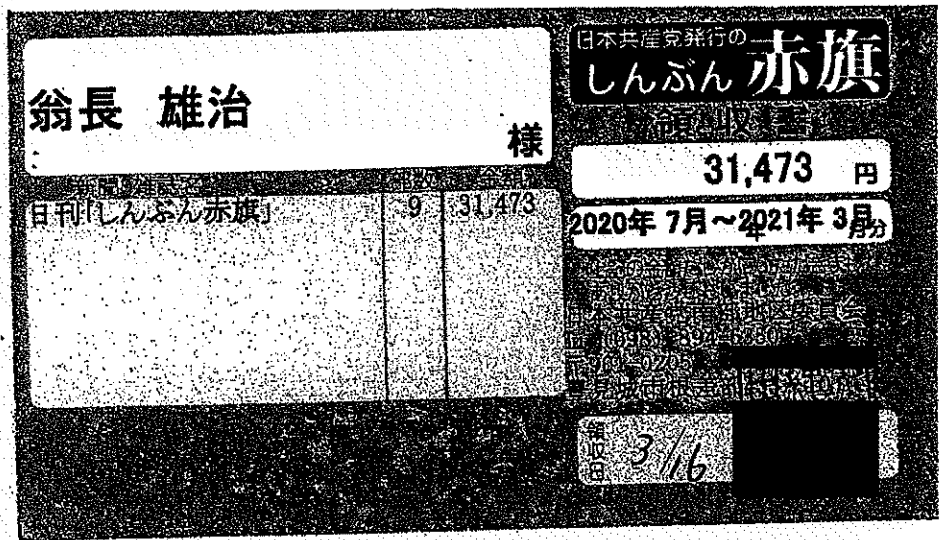
03-03-05 WTU

3,075 シンホウ002かツツイン

03-04-05 WTU

3,075 シンホウ003かツツイン

議会活動、議会質問に活用する為  
全額充当とす。



議会議事録、議員質問に活用が為金額充当とする。

# 経費区分別支出一覧表

経費区分      事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃 令和2年7月～令和3年3月分(水道代込)	379,100	全額	379,100
毎月払	電気代 令和2年7月～令和3年3月分	31,553	全額	31,553
事務所費 充当合計				410,653

# 事務所概要申告票

議員名 翁長 雄治

## 1. 物件の所在

住所	那覇市大道49番地 大幸ビル2階	
電話番号	098-886-5601	


## 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借契約先 [ 有限会社 新地開発 ] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 翁長 雄治 

賃借人 氏名  

住所 

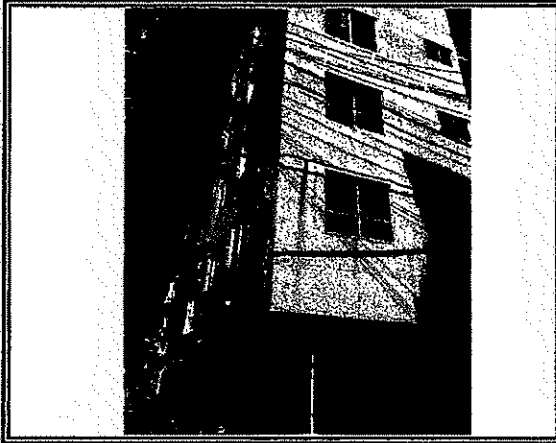
# 事務所費充当状況申告票

議員名 翁長 雄治

1. 事務所の状況

住所	那覇市大道49番地 大幸ビル2階
----	------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：


当該事務所においては、県議会の質問作成など議会活動のみに使用しており、全額充当とする。

家賃(月額)	40,000 円
その他	2,000 円
	円

家賃(月額)	40,000 円
その他	2,000 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

翁長 雄治 

# 事務所賃貸借契約書

(物件名) 大幸ビル 2F

(賃貸人) [REDACTED] 様

(賃借人) 翁長 雄治 様

すてきに暮らそう！！

**(有)新地開発**

沖縄県知事(7)第2677号

〒903-0806 那覇市首里汀良町3-101-3

(TEL) 098-884-3711



## 契約者の方へ

1. 電気、水道、ガス等に関するお問い合わせは、下記へお願いします。

★電気 沖縄電力 TEL 0120-58-6390

★水道

★ガス 沖縄石油ガス TEL 098-877-7124

★緊急連絡先

営業時間 平日土曜日 09:00~18:00  
日曜祝祭日 休み

(営業時間外連絡先)  
レキオスホットライン TEL 0120 - 988 - 442



(敷金)

- 第6条 1 乙は、敷金として甲に預託する。
- 2 前項の敷金は、預託期間中無利息とし、返還の方法は下記の通りとする
  - イ 契約締結後、契約開始日より2年未満に解約した場合は、違約金として控除し乙へ返還しないものとする。
  - ロ 2年を経過し、本物件を明け渡す場合、甲は違約金なく乙へ預託敷金を、本物件明渡し後1ヶ月以内に乙へ対し無利息で返還しなければならない。
  - ハ 但し、下記条項を乙の責任と負担で履行がない場合、甲は、当該債務の額を預託敷金から差し引くものとする。
  - ニ 原状回復 (本契約第18条)
  - ホ 退去時の残債残債及びその他本契約から生じる乙の債務
  - ヘ 預託敷金に不足が生じた場合、乙はその不足額を甲へ支払うものとする。

(テナント総合保険の加入)

- 第7条 1 乙は、本契約期間中は継続して総合保険に加入するものとする。
- 2 乙は、自己で保険加入する際は、加入を証明する書類の写しを甲へ提出するものとする。保険が満了し更新等した場合も同様とする。
- 3 本物件、又は乙所有の資産全部若しくはその一部が消失した場合は、各自がそれぞれ加入した火災保険による保険金をもってその損害を補填し、補填された損害については相手方に賠償請求をしないものとする。

(保安点検)

第8条 甲、又はその代理人は貸室の保安、衛生、防火、防犯救護等に関し緊急の必要のある時は、契約貸室内に立ち入り必要な措置を講ずることができる。この場合、乙は、甲又は代理人の措置に協力しなければならない。

(費用負担)

- 第9条 1 賃貸借期間中、自然破損及び経年劣化による破損、建物の主要構造 (基礎部分) の修理は、甲の負担とし、それ以外の修理、又は取り替え等に要する費用は乙の負担とする。
- 2 トイレ、その他、排水設備の詰まり、ガラス破損、各種電球、各種電線、水道バッキン、室内外の造作物及び設備一式等、看板、その他、消耗品とみなされるものは乙の負担とする。
- 3 乙の責めに帰すべき事由により貸室内及び屋外の設備、備品等を破損、汚損した場合、乙は速やかにこれを原状回復、又は損害を賠償する。
- 4 修繕を必要とする原因が甲乙何れにあるか不明の場合の費用負担については、予め甲及び乙は協議するものとする。
- 5 前各項の定めにより甲が修繕を行う場合は、甲は予め乙に通知するものとし、乙は正当な理由がある場合を除き、甲が行う修繕について認容し協力する義務を負い、当該修繕の実施を拒否することはできないものとする。この場合、乙が当該修繕の実施を拒否したことにより、乙に損害が生じた場合でも、甲はその責めを負わない。

ものとする。又、乙は修繕されたいことを理由に、甲への賃料等の支払いを拒否することはできないものとする。

6 乙は、本物件の修繕を要するときは、速やかに甲に通知するとともに修繕の必要について協議し、甲の指示に従うものとする。この通知を怠り、又は遅延したことによって、本物件及び建物等に損害を及ぼした際、乙はその損害の全部を賠償するものとする。

7 (一部滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失、その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができる事由によるものであるときは、甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法、その他、必要な事項について協議するものとする。又、残存する部分のみで乙が賃借した目的を達することができなるときは、乙は本契約を解除することができるものとする。

(使用上の注意)

- 第10条 1 乙は貸室内において危険、不潔、その他近隣の迷惑となる行為をしてはならない。
- 2 乙は騒音や匂い、衛生面等に関し近隣に迷惑とならないように配慮するものとする。万一、苦情等が出た場合、乙は一切の責任を持って善処するものとし、甲は何等責任を負わないものとする。

(転貸等の禁止)

- 第11条 1 乙は賃借権を譲渡、若しくは転貸してはならない。
- 2 乙は甲の承諾なしに賃借権の一部又は全部譲渡、転貸と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。又、如何なる事由があっても賃借権を担保に供したり、質権の設定をすることを禁止する。

(連帯保証人)

- 第12条 1 連帯保証人は、乙と連帯して更新後も本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。
- 2 連帯保証人は、本契約が終了し本物件が完全に明け渡され、かつ乙の債務が完済されるまで、乙の甲に対する債務を免れることはできないものとする。
- 3 連帯保証人の負担は、署名捺印欄に記載する極度額を限度とする。
- 4 連帯保証人が負担する債務の元本は、乙又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとする。
- 5 乙、又は連帯保証人は、死亡等・破産・成年後見制度による措置がとられた場合無資力、又は所在不明、その他の事由により保証の責めを果たし得ない状況になった場合には、その旨を直ちに甲に通知するものとする。
- 6 前項並びに連帯保証人を甲が適格でないとき、乙は速やかに甲の承諾する連帯保証人を追加、変更するものとする。乙が正当な事由なく、これに応じない場合は、甲は契約期間中であっても本契約を解除するものとする。
- 7 契約解除後、貸室内に乙の所有物が放置された場合は、連帯保証人は乙に変わ

4. 契約書の記載事項、又は申込書に偽りがあった事が判明したとき。
5. その他本契約に違反したとき。

(造作及び内外装工事)

1. 本契約締結後、乙において本物件内の内外装造作、又は付属物の新設・撤去等、現状を変更する場合は、乙は書面（設計図書等）により甲に明示し、承諾を得るものとする。但し、甲は、正当な理由なく乙の計画を拒むことは出来ない。
2. 乙が、甲の承諾を得ずに、前項の改造を行った場合、この為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負うものとする。

(原状回復等)

本契約が期間満了、解除、解約、その他の事由により終了した時、乙は次の各号の定めにより賃貸借物件を明け渡すものとする。

1. 賃貸借物件に、乙が設置した看板、照明器具等、内外装造作工事、設備、商品什器、備品、動産類がある場合は、乙の責任と負担でこれを復旧工事及び、撤去して賃貸借物件を原状回復し、清潔な状態にして明け渡すものとする。万一、明け渡し日までに原状回復等を終了させなかった場合、甲が自ら原状回復を行い、要した費用は、乙、又は連帯保証人に請求するものとし、乙及び連帯保証人はこれに異議申し立てをしない。
2. 賃貸借物件に著しく損傷を与えるような原状回復工事に関しては、甲乙協議の上、その処理を決定する。但し、甲が原状回復を求めめる場合は、乙は甲の指示に従わなければならない。
3. 上記、明け渡しの際、甲は乙が付設した造作物、内外装物、その他一切の設備は買い取りしないものとし、乙は、買取請求権及び有益費償還権を行使しないものとする。
4. 本契約終了と同時に乙が賃貸借物件を明け渡さない時、乙は本契約終了日の翌日から明け渡し完了に至るまでの賃料相当額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払い、且つ、明け渡し遅延により甲が損害を被った時は、その損害賠償をする。
5. 本契約の原状回復とは、本物件の内外装作物及び設備一式等、看板、商品、備品、乙の動産類を全て撤去し、契約時の内装、外装工事着手前の状態にする事を言う。
6. 乙が本物件に施工した内外装造作物及び設備一式等、看板、商品、備品等の原状回復については、その物の経年劣化等退去時の老朽化を考慮し、甲乙協議の上、その処理を決定する。甲が原状回復を求めめる場合は、乙は甲の指示に従わなければならない。

(行政指導等)

1. 天災、地震、火災、水災、法律及び条例等に基づく規制又は行政指導等、甲乙双方の責に帰する事の出来ない事由により、本店舗の閉店営業に支障が生じた時、乙は本契約を解除する事が出来る。この場合、甲は受領済の敷金を速滞なく乙へ返還する。
2. 前項により本契約が解除となり失効した場合で、解除以前に甲又は乙が付設した施設等がある時は、それぞれ付設した当事者が撤去し原状回復をする。
3. 本契約期間中、乙の責任と負担で法律及び条例等に基づく規制等、看板設置や

り、甲の通知した日から2週間以内に残置物の撤去を行い、明け渡しの義務を負うものとする。

8. 上記、乙及び連帯保証人が解約後2週間を経過しても残置物を撤去し明け渡さない場合、甲は任意にその残置物を処分する事とし、その費用を乙及び、連帯保証人に請求するものとする。

第19条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- ① 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。（過激な政治団体等を含む）
- ② 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- ④ 本契約締結及び引渡し等、いずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙の一方について、次のいずれかの場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
  - ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - ウ 前項④の確約に反した行為をした場合
- 3 乙は甲に対し、自ら又は第三者をして本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供しないことを確約する。
- 4 甲は、乙が前項に反した行為をした場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとする。
- 5 第2項又は第4項の規定により、本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(遵守事項)

第14条 乙は称号及び組織に変更等が生じた場合は速滞なく甲へ通知するものとする。  
(連帯保証人の住所・勤務先の変更も含む)

(移転料等の不請求)

第15条 乙は貸室の明け渡しの際は、甲に対し移転料その他これに類する請求はしない。

(契約解除)

第16条 乙が次の一つに該当したときは、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除する事が出来るものとする。

1. 1ヶ月分以上の賃料支払いを怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしはば遅延し、その遅延が本契約における甲との間の信頼関係を著しく害すると認められたとき。
3. 長期不在により賃貸借の行使を継続する意志がないとき。

消防法の届出及び申請、その他届出及び申請等を確認するものとする。乙が行ったことにより、万が一、甲へ法律及び条例等に基づく規制又は行政指導等があった場合は、乙は甲に協力し、その行政指導等に従い、その際の費用は乙の負担とする。

(善管注意義務等)

- 第20条 1. 乙は、善良なる管理者としての注意義務を持って本物件を使用しなければならない。  
2. 乙が故意、過失若しくは、前項の注意義務を怠り、甲又は第三者が損害を被った時、乙の責任と負担で甲又は当該第三者に損害を賠償するものとする。

—(駐車場)—

第21条 乙は、駐車場において車輛、積載物等の管理、及び駐車場所への無断駐車防止を自ら行うものとする。また、天災地変、火災、盗難、車両の滅失又は損傷、第三者の無断駐車、その他甲の責めに帰すべからざる事由によるるの損害に対し甲は一切の責任を負わないものとする。

(協議)

第22条 本契約書に記載のない事項については当事者が信義に従い誠意を以って協議し解決するものとし、協議によって解決できない時は、民法・借地借家法その他の法令の定めに従う。本契約に基づく権利、義務に関し訴訟を提起するときは、那覇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに甲乙合意した。

\*特約事項\*

- |  |
|--|
| 1. 乙は、本物件を使用するにあたり現在予測できないクレーム及びトラブル等が起きた場合は改善若しくは解決に向けて善処するものとする。乙が協力をせず、改善・解決が困難な場合は、甲は本契約を解除出来るものとする。 |
| 2. 2年毎に更新事務手数料として10,000円(税別)が掛かり乙の負担とする。(第2条参照)  |

R2.7月分 02-07-07 WTU 42,165 振込機

R2.8月分 02-08-19 WTU 42,165 振込機

R2.9月分 02-08-31 WTU 42,110 1.返済金

R2.10月分 02-09-30 WTU 42,110 1.返済金

R2.11月分 02-11-02 WTU 42,110 1.返済金

R2.12月分 02-11-30 WTU 42,110 1.返済金

R3.1月分 03-01-04 WTU 42,110 1.返済金

R3.2月分 03-02-01 WTU 42,110 1.返済金

R3.3月分 03-03-01 WTU 42,110 1.返済金

議会活動活用費、家賃金額充当可。

電気料金領収証 (口座振替用)

会長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 7月分

領収金額 5,482 円

料金 4,889 円  
再エネ賦課金 593 円

【再掲】

消費税等相当額 498 円  
燃料費調整額 -288.57 円

ご使用量 199 kWh

◎上記金額をご指定口座から 7月30日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北那覇  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (フリーダイヤル)  
IP電話 TEL 098-993-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

会長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 8月分

領収金額 3,886 円

料金 3,439 円  
再エネ賦課金 447 円

【再掲】

消費税等相当額 353 円  
燃料費調整額 -341.93 円

ご使用量 150 kWh

◎上記金額をご指定口座から 8月31日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北那覇  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (フリーダイヤル)  
IP電話 TEL 098-993-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

会長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 9月分

領収金額 3,819 円

料金 3,367 円  
再エネ賦課金 452 円

【再掲】

消費税等相当額 347 円  
燃料費調整額 -471.14 円

ご使用量 152 kWh

◎上記金額をご指定口座から 10月 1日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北那覇  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (フリーダイヤル)  
IP電話 TEL 098-993-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

会長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 10月分

領収金額 3,222 円

料金 2,826 円  
再エネ賦課金 396 円

【再掲】

消費税等相当額 292 円  
燃料費調整額 -470.78 円

ご使用量 133 kWh

◎上記金額をご指定口座から 10月28日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北那覇  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (フリーダイヤル)  
IP電話 TEL 098-993-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

会長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 11月分

領収金額 3,279 円

料金 2,880 円  
再エネ賦課金 399 円

【再掲】

消費税等相当額 298 円  
燃料費調整額 -444.83 円

ご使用量 134 kWh

◎上記金額をご指定口座から 11月30日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北那覇  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (フリーダイヤル)  
IP電話 TEL 098-993-7777

電気料金領収証 (口座振替用)

会長 雄治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 2年 12月分

領収金額 2,944 円

料金 2,584 円  
再エネ賦課金 360 円

【再掲】

消費税等相当額 267 円  
燃料費調整額 -371.39 円

ご使用量 121 kWh

◎上記金額をご指定口座から 12月28日に  
領収させていただきました。

印紙税申告納  
付につき北那覇  
税務署承認済

沖縄電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-586-391 (フリーダイヤル)  
IP電話 TEL 098-993-7777

本証により料金を申し受けることはありません。

本証により料金を申し受けることはありません。

本証により料金を申し受けることはありません。

本証により料金を申し受けることはありません。

本証により料金を申し受けることはありません。

本証により料金を申し受けることはありません。

電気料金領収証 (口座振替用)

会長 鎌治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 3年 1月分

領収金額 **3,445 円**  
料金 3,034 円  
再エネ賦課金 411 円

【再掲】  
消費税等相当額 913 円  
燃料費調整額 -405.88 円

ご使用量 138 kWh

本紙より料金を申し受けることはありません。

◎上記金額をご指定口座から 2月 1日に  
領収させていただきました。

神鋼電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-588-391 (1-179-)  
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納  
付につき北那覇  
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

会長 鎌治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 3年 2月分

領収金額 **2,671 円**  
料金 2,347 円  
再エネ賦課金 324 円

【再掲】  
消費税等相当額 242 円  
燃料費調整額 -326.89 円

ご使用量 109 kWh

本紙より料金を申し受けることはありません。

◎上記金額をご指定口座から 3月 1日に  
領収させていただきました。

神鋼電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-588-391 (1-179-)  
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納  
付につき北那覇  
税務署承認済

電気料金領収証 (口座振替用)

会長 鎌治 様

電気番号 15376- 35-1-3  
ご契約種別 従量電灯  
令和 3年 3月分

領収金額 **2,805 円**  
料金 2,483 円  
再エネ賦課金 342 円

【再掲】  
消費税等相当額 255 円  
燃料費調整額 -348.48 円

ご使用量 115 kWh

本紙より料金を申し受けることはありません。

◎上記金額をご指定口座から 3月28日に  
領収させていただきました。

神鋼電力株式会社  
那覇支店  
TEL 0120-588-391 (1-179-)  
IP電話 TEL 098-993-7777

印紙税申告納  
付につき北那覇  
税務署承認済



統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分            事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/30	コピー使用料 令和2年7月~令和3年3月分	182,497	全額	182,497
毎月払	事務所電話代	73,724	全額	73,724
事務費 充当合計				256,221

# 領 収 証

№ 01972

翁長 雄治 様

2021年 04月 30日



本社 沖縄県那覇市下道下町の7

光電気工業株式会社

電話 (代) 098-898-1111

下記の通り領収致しました。

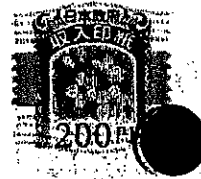
合計金額 ¥ 182,497.-

月日	品 名	数量	単価	金 額
	コピー料金	1	式	182,497
	令和2年7月～令和3年3月			
	合 計			¥182,497

\*毎度有難う御座います。

社印及び取扱者印のないもの、ならびに宛名・金額を訂正したものは無効です。

期 日	金 種 別 内 訳				
	現金				
	小切手				
	手形				
	手形				
	振込		¥	182,497	
	相殺				



取扱者
-----

年度末に王女で検針し一括支払いはした。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
会長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2020年 8月 7日発行)

2020年 7月ご請求分	(2020年 7月20日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	10,131 円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTION)	琉球銀行
口座番号 (ACCOUNT NUMBER)	

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済  
NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
会長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2020年 9月 7日発行)

2020年 8月ご請求分	(2020年 8月20日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,285 円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTION)	琉球銀行
口座番号 (ACCOUNT NUMBER)	

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済  
NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

については、「ご請求内訳」をご覧ください。

細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

1に2ヶ月まとめてご請求しております。

翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

と割、Web光もつと割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
サービスを解約された場合、解約金が  
発生いたしません。  
om/wari/でご確認ください。

ともつと割、Web光もつと割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
引サービスを解約された場合、解約金が  
発生いたしません。  
om/wari/でご確認ください。

M300B1391006 06354 0

M330B1391002 01666 01666 00 M

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
会長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2020年10月 7日発行)

2020年 9月ご請求分	(2020年 9月23日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,825 円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTION)	琉球銀行
口座番号 (ACCOUNT NUMBER)	

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済  
NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
会長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2020年11月 7日発行)

2020年10月ご請求分	(2020年10月20日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,931 円
金融機関名 (FINANCIAL INSTITUTION)	琉球銀行
口座番号 (ACCOUNT NUMBER)	

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済  
NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

については、「ご請求内訳」をご覧ください。

細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

2ヶ月まとめてご請求しております。

翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

と割、Web光もつと割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
サービスを解約された場合、解約金が  
発生いたしません。

ともつと割、Web光もつと割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
引サービスを解約された場合、解約金が  
発生いたしません。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
会長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2020年12月7日発行)

2020年11月ご請求分 (2020年11月20日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,931円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	琉球銀行
口座番号 (ACCOUNT)	

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



2円  
0円  
2円  
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

(光もともと割、Web光もともと割、  
自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
)に本割引サービスを解約された場合、解約金が  
付した場合には解約金は発生いたしません。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
会長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2021年1月9日発行)

2020年12月ご請求分 (2020年12月21日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,052円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	琉球銀行
口座番号 (ACCOUNT)	

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

ともつと割、Web光もともと割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
引サービスを解約された場合、解約金が  
合には解約金は発生いたしません。  
om/wari/」でご確認ください。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
会長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2021年2月7日発行)

2021年1月ご請求分 (2021年1月20日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,838円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	琉球銀行
口座番号 (ACCOUNT)	

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



2円  
0円  
9円  
詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

り場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

(光もともと割、Web光もともと割、  
自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
)に本割引サービスを解約された場合、解約金が  
付した場合には解約金は発生いたしません。

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-886-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
会長 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2021年3月7日発行)

2021年2月ご請求分 (2021年2月22日振替)	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,979円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	琉球銀行
口座番号 (ACCOUNT)	

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

ともつと割、Web光もともと割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
引サービスを解約された場合、解約金が  
合には解約金は発生いたしません。  
om/wari/」でご確認ください。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 098-286-5601

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)  
高尾 雄治 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account. (2021年 4月 7日発行)

2021年 3月ご請求分	2021年 3月22日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,752 円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	積善銀行
口座番号 (ACCOUNT)	

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70



細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

とっとり割、Web光もっとり割、  
伸されます。自動延伸をご希望されない場合は  
同サービスを解約された場合、解約金  
合には解約金は発生いたしません。  
om/wari/)でご確認ください。

M300B1391005 29662 29662 00 M

店番号

口座番号


[Redacted]

[Redacted]

繰越済

翁長 雄治 様

通帳

 琉球銀行



店番号


口座番号

[Redacted]

[Redacted]

翁長 雄治 様

通帳

(銀行コード 0187)  琉球銀行

